

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年8月2日認可した。

平成25年8月9日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

土地改良区名	土地改良事業名
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）由良地区
〃	農業基盤整備促進事業（かんがい排水事業）原東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）八丁替地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松池尻地区
高松市三谷土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西三谷下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）砂入中井手地区
舟岡池土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）北角農道地区